

設甲の1

設 計 書 用 紙

第 号

令和6年度

事 業 名

県単独林業基盤整備事業

林道中野線改良工事 請負 設計書

課 長

係 長

設 計

精 算 (副主務)

設 甲 の 2

設 計 書 用 紙

工 事 名	県単独林業基盤整備事業 林道中野線改良工事	施 工 箇 所	入善町 舟見 地内
路 線 名 等	林道中野線	種 別	補 助 ( <del>国</del> ・ 県 ) <del>・ 町 単</del>
工 事 概 要	○ 施工延長 L=25.15m ・ 植生工 ( 植生基材吹付 t=5cm ) A=306.6m <sup>2</sup> ・ その他 N=1.0 式		
予 定 工 期			
予 算 科 目			
設 計 金 額                          ¥                          円 ( 請 負 工 事 ) 消 費 税 相 当 額 含 む			
内 訳			

# 県単独林業基盤整備事業 林道中野線改良工事 特別仕様書

第1章 総 則 この特別仕様書は、当工事の仕様書として「富山県農林水産部土木工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書」）を準拠するほか、共通仕様書に記載のない事項については、「富山県土木部土木工事共通使用書」によるものとし、共通使用書1-1-2 第6項に基づき、当該工事に必要な事項を定めるものとする。

なお、共通使用書における「富山県農林水産部」及び、富山県土木部土木工事共通使用書における「富山県土木部」を「入善町建設課」に読み替えるものとする。

第2章 施工計画等 契約締結後、速やかに共通仕様書1-1-5 第1項の規定による施工計画書を提出し、監督員の承諾を得なければならない。  
また、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度、該当工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。

## 第3章 施工体制台帳

1. 一般事項 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、建設業法第24条の7第1項の規定に基づき、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

2. 施工体系図 第1項の受注者は、建設業法第24条の7第4項の規定に基づき、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。

## 第4章 工事測量

1. 請負者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。**測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。**なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督の指示を受けなければならない。また、受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。

2. 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。

## 第5章 工事用材料

1. 規格及び品質 この工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

(1) 地場産品の優先使用 本工事に使用する資材等は、品質が水準以上であり、かつ価格が適正である場合には県内地場産品を優先使用するものとする。

(2) 骨材及び土砂類

上層路盤工 粒調碎石（M-30）

下層路盤工 再生碎石（RC-40）

裏込め碎石 再生碎石（RC-40）

これにより難しい場合は、監督員と協議すること。

(3) アスファルト混合物

(a) 請負者は、本工事のアスファルト混合物は再生材入りアスファルト混合物を使用するものとする。

(b) 請負者は、上記により難しいときは監督員と協議して再生材の混入しないアスファルト混合物（バージン材）を使用してもよい。

(4) 鉄筋コンクリート用棒鋼

(a) JIS製品を使用する場合、一径棒鋼使用量が5 t以上の場合は、ミルシートによる品質の確認のほか、信頼できる試験機関が実施した引張試験及び曲げ試験により再確認しなければならない。

なお、5 t未満の場合は、原則としてミルシートによる確認のみとする。

(b) JIS製品以外のもを使用する場合、ミルシートによる監督員の事前審査が必要のほか「JIS製品と同等以上の品質を有するもの」の保証として、信頼できる試験機関が実施した引張試験及び曲げ試験により確認しなければならない。なお、この試験成績書が添付されていない製品を使用する場合は、信頼できる試験機関に引張試験及び曲げ試験を依頼し、JIS製品と同等以上の品質を有することを確認のうえ使用しなければならない。

(5) コンクリート配合

使用目的別の配合諸元は次表のとおりとする

番号	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	W/C (%)	C (kg/m <sup>3</sup> )	セメントの種類	使用目的
1							
2							

(6) 生コンクリートの水セメント比

コンクリートの水セメント比は、第5章の1(5)のコンクリート配合を遵守すること。指定した呼び強度に対して水セメント比が確保できない場合は、上位規格を用いるものとする。

2. 使用願(見本または資料)の提出 前項に示す工事材料は、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。

第6章 施 工

1. 検測又は確認

次の工種について、監督員の検測、確認を受けなければならない。

工 種	作 業 段 階	備 考

2. 立会い

次の工種については、監督員の立会いを受けなければならない。

丁張工等	設計図書と疑義が生じた場合

3. 工事支障の物件等

工事施工中は、事故防止のため、案内板、バリケード及び、誘導点滅灯等など必要な安全施設を設置しなければならない。

4. 産業廃棄物

処理場が発行する帳票(マニフェスト伝票の写し)を提出し監督員に確認を得るものとする。

5. その他

工事の着手前に、監督員と現場代理人及び主任技術者が工事の内容について打合せし、内容を工事打合せ簿に記載し提出する。

第7章 施工管理

1. 主任技術者

この工事の主任技術者または管理技術者は、1級もしくは2級建設機械施工、1級もしくは2級土木施工管理技士、または技術士に合格したものとする。

2. 管理基準

富山県農林水産部土木工事施工管理基準によるものとする。

3. 撮影記録の留意事項

- (1) 側壁高等の出来形  
不可視部分となる躯体外側を重点に寸法が確認できるよう対応すること。
- (2) 埋戻し状況  
側壁にマーキングし、一定区間を見通したものとする。

第8章 工事周辺地域住民への協力

工事施工に際し、周辺地域住民の通行、農作業に対して十分な協力を行うものとし、トラブルの生じないようにすること。

第9章 下請関係の適正化

この工事を下請に付す場合は、「建設工事の下請関係の適正化に関する留意事項」を遵守すること。

第10章 施工機械

1. 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械使用要領に元づき国土交通省（旧建設省）で指定された建設機械を使用するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等にみなすものとする。

機 種	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>● バックホウ</li> <li>● トラクタショベル（車輪式）</li> <li>● ブルドーザー</li> <li>● 発動発電機（可搬式）</li> <li>● 空気圧縮機（可搬式）</li> <li>● 油圧ユニット類</li> </ul> <p>以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載するもの。                      : 油圧ハンマ・バイプロハンマ・油圧式鋼管圧入引抜機・油圧式杭圧入引抜機・アースオーガ・オールケーシング掘削機・リバースサーキュレーションドリル・アースドリル・地下連続壁施工機・全回転型オールケーシング掘削機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ローラ類 〔ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ〕</li> <li>● ホイールクレーン</li> </ul>	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5KW以上260KW以下）を搭載した建設機械を対象とする。

2. 排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、施工計画書（共通仕様書1-1-5施工計画書（4）主要機械）の中で、①機種、②メーカー名、③型式、④台数等を記載するものとする。

また、「指定ラベル」が確認出来る工事写真を提出するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用しない場合は、設計変更の対象とする。ただし、機械損料に差額のない機種についてはこの限りでない。

第11章 建設リサイクル (1) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下建設リサイクル法という）の対象工事である。

(2) 建設リサイクル法第12条に基づき、施工計画書に以下の内容を明記し、監督員に説明するものとする。

- ・解体工事である場合は、解体する建築物等の構造
- ・新築工事等である場合は、使用する特定建設資材の種類
- ・工事着手の時期及び工程の概要
- ・分別解体等の計画
- ・解体工事である場合は、解体する建築物に用いられた建設資材の見込み

(3) 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	(1) 仮設	仮設工事 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</span>	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(2) 土工	土工事 <span style="float: right;"><input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</span>	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(3) 基礎	基礎工事 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</span>	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(4) 本体構造	本体構造の工事 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</span>	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(5) 本体付属品	本体付属品の工事 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</span>	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(6) その他 ( )	その他の工事 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</span>	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(4)再資源化等をする特定建設資材廃棄物の種類及び再資源化施設の場所

特定建設資材廃棄物の種類	再資源化施設の場所	運搬距離
建設発生木材	朝日町 南保	L= 9.3km

※上記(3)については積算上の明示条件であり、再資源化施設を指定するものではない。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、施設の受入が困難な場合等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(5) 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督員に報告する。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（富山県土木部）（平成 14 年 6 月）に定めた様式 1 [再生資源利用計画書（実施書）]及び様式 2 [再生資源利用促進計画書（実施書）]を兼ねるものとする。

- ・再資源化が完了した年月日
- ・再資源化をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化に要した費用

(6) 請負者は、再資源化施設において適正に処分されていることが確認できる書類（マニフェスト等）を監督員に提示するとともに、運搬、処理を委託する場合は、産業廃棄物処理業者との委託契約書を監督員に提示するものとする。

## 第12章 土 工

### 1. 掘削工

(1) 請負者は、切土については、原則として上部から行うものとし、切土の安定を著しく損なう土質、切土法面勾配の変更を要する土質又は湧水若しくは埋設物等を発見した場合は、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。

ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。

(2) 請負者は、法面については、指定の法面勾配でなじみよく仕上げるものとし、法面の安定を損なう凹凸、湾曲等があってはならない。

(3) 請負者は、法面は切り過ぎないように十分注意し、もし切り過ぎたときは、所定法面勾配と同等又はそれ以上に仕上げるなどの処理をしなければならない。

(4) 請負者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、その措置方法について監督員と協議しなければならない。

ただし、緊急を要する事情がある場合には請負者は応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。

(5) 請負者は、土質の種類等により法面勾配の変移する箇所の取付けは、なじみよくすり付けなければならない。

(6) 湧水箇所については、地山の安定に注意し、施工中の排水を処置しながら施工しなければならない。

(7) 請負者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないように努めなければならない。

### 2. 盛土工

#### (1) 一般事項

請負者は、盛土工の開始に当たって、地盤の表面を本条 2 項に示す盛土層厚の1/2の厚さまで掻き起こしてほぐし、盛土材料とともに締固め、地盤と盛土の一体性を確保しなければならない。

#### (2) 一層の仕上り厚

請負者は、築堤の盛土工の施工において、一層の仕上り厚を30cm以下とし、一平坦に締固めなければならない。

#### (3) 狭隘箇所等の締固め

請負者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動面ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。

また、樋管等の構造物がある場合には、過重な偏土圧のかからないように盛土し、締固めなければならない。

#### (4) 石が混入する盛土材料の処置

請負者は、盛土材料に石が混入する場合には、その施工に当たって石が1ヶ所に集まらないようにし

なければならない。

### 3. 作業土工（床掘り・埋戻し）

#### (1)埋設物

請負者は、埋設物を発見した場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### (2)床掘りの施工

請負者は、作業土工における床掘りの施工に当たり、地質の硬軟、地形及び現地の状況を考慮して設計図書に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。

#### (3)床掘りの仕上げ

請負者は、床掘りの仕上がり面においては、地山を乱さないようかつ不陸が生じないように施工しなければならない。

#### (4)排水処理

請負者は、床掘り箇所の湧水及び滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。

#### (5)埋戻し材料

請負者は、監督職員が指示する構造物の埋戻し材料については、この仕様書における関係各項に定められた土質のものをを用いなければならない。

#### (5)埋戻し箇所の締固め

請負者は、埋戻しに当たり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上り厚を30cmとして十分締固めながら埋戻さなければならない。

#### (6)埋戻し箇所の排水

請負者は、埋戻し箇所に湧水及び滞水などがある場合には、施工前に排水しなければならない。

#### (9)狭隘箇所等の埋戻し

請負者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。

なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### (10)埋設物周辺の埋戻し

請負者は、埋戻しを行うに当たり埋設構造物がある場合は、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。

### 4. 建設発生土の搬出

建設発生土については、指定処分とする。なお、建設発生土の受入場所については、監督員と協議すること。

## 第13章 一般施工

### 1. コンクリートブロック工

#### (1)裏込め

請負者は、裏込めに割栗石を使用する場合は、クラッシュラン等で間隙を充填しなければならない。

#### (2)端部保護ブロック及び天端コンクリート施工時の注意

請負者は、端部保護ブロック及び天端コンクリートの施工に当たっては、裏込め材の流出、地山の漏水や浸食等が生じないようにしなければならない。

#### (3)石・ブロック積（張）工の基礎

請負者は、端部保護ブロック及び天端コンクリートの施工に当たっては、裏込め材の流出、地山の漏水や浸食等が生じないようにしなければならない。

また、請負者は、基礎コンクリートを施工する場合は、適度な長さを一工程として十分養生を行うものとする。ブロックに接する面は、ブロック擁壁法面に対し所定の角度をもつ一様な平面に入念に仕上げなければならない。

#### (4)コンクリートブロック工の練積又は練張の施工

請負者は、コンクリートブロック工の練積又は練張の施工に当たり、合端を合わせ尻かきを用いて固定し、胴込めコンクリートを充填した後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。

#### (5)裏込めコンクリート

請負者は、コンクリートブロック工の練積における裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかななければならない。

また、充填したコンクリートは養生マット等で覆い、湿潤に保たなければならない。

なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

#### (6) 伸縮目地、水抜き孔の施工

請負者は、コンクリートブロックエの練積又は練張における伸縮目地、水抜き孔などの施工に当たり、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。

なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

#### (7) 合端の施工

請負者は、コンクリートブロックエの練積又は練張における合端の施工に当たり、モルタル目地を塗る場合は、あらかじめ、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

#### (8) 末端部及び曲線部等の処置

請負者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で間隙が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合はコンクリート等を用いなければならない。また、縦断目はブロック相互の目地が通らないように施工しなければならない。

### 2. アスファルト舗装工

#### (1) 下層路盤の規定

請負者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。

(a) 請負者は、粒状路盤の敷均しに当たり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。

(b) 請負者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。

ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### (2) 上層路盤の規定

請負者は、上層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。

(a) 請負者は、各材料を均一に混合できる設備によって、承諾を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。

(b) 請負者は、粒度調整路盤材の敷均しに当たり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚が15cm以下を標準とし、敷均さなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を20cmとすることができる。

(c) 請負者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締固めなければならない。

#### (2) 基層及び表層の規定

請負者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

(a) 請負者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定に当たっては、設計配合を行い監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した。）がある配合設計の場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。

(b) 請負者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）又は定期試験による配合設計書の提出によって配合設計を省略することができる。

(c) アスファルト基層工及び表層工の施工に当たって、プライムコート及びタックコートの使用量は、設計図書によるものとする。

(d) 請負者は、プライムコート及びタックコートの散布に当たって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータ又はエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。

(e) 請負者は、プライムコートを施工後、交通に開放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、粗目砂等を散布しなければならない。交通によりプライムコートがはく離した場合には、再度プライムコートを施工しなければならない。

(f) 請負者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。

#### (3) 交通開放時の舗装表面温度

請負者は、監督員の指示による場合を除き、舗装表面温度が50℃以下になってから交通開放を行わなければならない。

### 3. 砂利路盤工

(1) 請負者は、路面仕上げに当たり、中央部を高くし、必ず横断勾配を付けなければならない。なお、横断勾配は設計図書によるものとする。



(2)請負者は、敷砂利の施工に当たり、敷厚が均一になるよう仕上げなければならない。

#### 4. 植生工

##### (1)一般事項

種子散布は、主にトラック搭載型のハイドロシーダーと呼ばれる吹付機械を使用して、多量の用水を加えた低粘度スラリー状の材料を厚さ1cm未満に散布するものとする。客土吹付は、主にポンプを用いて高粘度スラリー状の材料を厚さ1~3cmに吹付けるものとする。植生基材吹付工は、ポンプ又はモルタルガンを用いて植生基材（土、木質繊維等）、有機基材（パーク堆肥、ピートモス等）等を厚さ3~10cmに吹付けるものとする。

##### (2)植生用材料の種類、品質、配合

請負者は、使用する材料の種類、品質及び配合については、設計図書によらなければならない。また、工事实施の配合決定に当たっては、発芽率を考慮の上で決定し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

また、緑化器盤材は、「富山県認定リサイクル製品」を優先的に使用することとする。

(別紙 材料及び配合表)

##### (3)肥料が設計図書に示されていない場合の処置

請負者は、肥料が設計図書に示されていない場合は、使用植物の育成特性、土壌特性、肥効期間等を考慮して決定し、品質規格証明書を照合した上で監督員に承諾を得なければならない。

##### (4)保護養生

請負者は、吹付けの施工完了後は、発芽又は枯死予防のため保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子散布面の浮水を排除してから施工しなければならない。

なお、工事完成引渡しまでに、発芽不良又は枯死した場合は、受注者は、再度施工しなければならない。

##### (5)種子散布吹付工、植生基盤材吹付工及び客土吹付工

請負者は、種子散布吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。

(a)請負者は、種子散布に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験（PH）を行い、その資料を整備保管し、監督員又は検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

(b)請負者は、施工時期については、設計図書によるものとするが、特に指定されていない場合は、乾燥期を避けるものとし、やむを得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養生を行わなければならない。

(c)請負者は、吹付け面の浄土、その他の雑物を取り除き、凹凸は整正しなければならない。なお、法肩は、ラウンディング（丸み付け）としなければならない。

(d)請負者は、吹付け面が乾燥している場合には、吹付ける前に散水しなければならない。

(e)請負者は、材料を攪拌混合した後、均一に吹付けなければならない。

(f)請負者は、吹付け距離及びノズルの角度を、吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないようにしなければならない。

(g)請負者は、吹付けのり面に湧水のある場合、あるいはそのおそれのある場合は、監督員と協議し、排水溝、暗渠、水抜きパイプの布設等、適切な処置を講じなければならない。

(h)請負者は、吹付け基材を固定するためのネット、ラス、金網等が移動しないよう、主アンカーピン及びアンカーピンで堅固に斜面に固定しなければならない。なお、土質、勾配及び積雪等の諸条件により浮き上がりのおそれのある場合は、監督員と協議し、アンカー長の検討等、適切な処置を講じなければならない。

(i)請負者は、補強用金網の設置に当たり、設計図書に示す仕上り面からの間隔を確保し、かつ吹付け等により移動しないように、法面に固定しなければならない。また、金網の継手のかさね幅は、10cm以上かさねなければならない。

(j)請負者は、材料の混合については、水、養生材、粘着材、肥料及び種子の順序でタンクに投入した後、3分以上攪拌し均一なスラリーとしなければならない。ただし、粘着材を使用する場合は、5分以上、乾燥したファイバーを使用する場合は、10分以上攪拌しなければならない。

(k)請負者は、吹付け距離及びノズルの角度を、吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないようにしなければならない。

(l)請負者は、吹付厚については、均等になるよう施工しなければならない。

(m)請負者は、吹付けの施工完了後は、発芽又は枯死予防のため保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子吹付面の浮水を排除してから施工しなければならない。なお、工事完了引渡しまでに、一発芽不良又は枯死した場合は、請負者は、再度施工しなければならない。

(n)請負者は、ガン方式による種子吹付の場合、使用するチャンバーの耐圧力は、種子吹付に適したものを選定しなければならない。

(o)請負者は、ポンプ方式による種子吹付の場合、使用するポンプの全揚程は、種子吹付に適したもの

を選定しなければならない。

## 5. 植生シート工、植生マット工

(1) 請負者は、植生シート工、植生マット工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。

(a) 請負者は、シート、マットの境界に隙間が生じないようにしなければならない。

(b) 請負者は、シート、マットが自重により破損しないように、ネットを取付けなければならない。

(c) 張付けは、縄などを押えるように目串類で固定しなければならない。

(d) 法面には、わらを水平方向に張付け、降雨による流水を分散させ、種子、肥料等の流亡を防止しなければならない。

(e) 種子及び肥料を装着したむしろは、その面を法面に密着させなければならない。なお、ネット類を併用する場合は、ネット類をマット類の表面に張付け、マット類と同様の方法で施工しなければならない。

## 6. 吹付工

(1) 一般事項、

請負者は、吹付工の施工に当たり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。

なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によるものとする。

(2) 岩盤面への吹付け

請負者は、吹付け面が岩盤の場合には、ごみ、泥土、浮石等の吹付け材の付着に害となるものは、除去しなければならない。吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなければならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付け圧により土砂が散乱しないように、打固めなければならない。

(3) 湧水発生時の処置

請負者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、又はそのおそれがあると予測された場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

(4) 補強用金網の設置

請負者は、補強用金網の設置に当たり、設計図書に示す仕上がり面からの間隔を確保し、かつ吹付け等により移動しないように、法面に固定しなければならない。また、金網の継手の重ね巾は、10cm以上重ねなければならない。

(5) 吹付け方法

請負者は、吹付けに当たっては、法面に直角に吹付けるものとし、法面の上部より順次下部へ吹付け、はね返り材料の上に吹付けないようにしなければならない。

(6) 作業中断時の吹付け端部処理

請負者は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付け材の付着に害となるものを除去及び清掃し、湿らせてから吹付けなければならない。

(7) 吹付け表面仕上げ

請負者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリート又は、モルタル等が付差するように仕上げなければならない。

(8) 吹付け時の不良箇所の排除

請負者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように施工しなければならない。また、はね返り材料は、速やかに取り除いて不良箇所が生じないようにしなければならない。

(9) 層間はく離の防止

請負者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。

(10) 吹付工の伸縮目地、水抜き孔

請負者は、吹付工の伸縮目地、水抜き孔の施工については、設計図書によらなければならない。

(11) 法肩の吹付け

請負者は、法肩の吹付けに当たっては、雨水などが浸透しないように地山に沿って巻き込んで施工しなければならない。

## 7. 法面工

(1) 適用工種

本項は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工、柵工その他これらに類する工種について適用する。

## (2)適用規定

請負者は、法面の施工に当たって、「林道技術基準の制定について」（平成10年3月4日付け9林野基第812号林野庁長官通知）、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工盛土工指針5-6盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）、「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

## 8. 擁壁工

### (1)適用工種

本項は、擁壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）・既製杭工・場所打杭工・現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工・補強土壁工・井桁ブロック工・コンクリートブロック擁壁工、鋼製擁壁工、簡易鋼製土留擁壁工・木製土留・擁壁工その他これらに類する工種について定める。

### (2)適用規定

請負者は、擁壁工の施工に当たっては「林道技術基準の制定について」（平成10年3月4日付け9林野基第812号林野庁長官通知）「道路土工擁壁工指針5-11・6-10施工一般」（日本道路協会、平成24年7月）及び「土木構造物標準設計第2巻解説書4、3施工上の注意事項」（全日本建設技術協会・平成12年9月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

## 9. 土のう積工

(1)請負者は、土のうについては、耐食性及び耐候性を有するものを使用しなければならない。

(2)請負者は、土のうに入れる土砂について、草木、根株その他腐植物及び角の立つた石礫等を除かなければならない。

(3)請負者は、小杭を必要とするときは、土のうの中心を貫通して打込まなければならない。

(4)請負者は、土のうの積み上げについては、特に指定されない限り小口を正面とし、背面に土又はぐり石等を盛立て、十分締固めながら所定の勾配に仕上げなければならない。

## 10. 排水施設工

### (1)適用工種

本項は排水施設工として、作業土工（床掘り・埋戻し）、側溝工、管渠工、集水柵・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工（小段排水・縦排水）その他これらに類する工種について定める。

### (2)適用規定

請負者は、排水施設工の施工に当たっては、「林道技術基準の制定について」（平成10年3月4日付け9林野基第812号林野庁長官通知）、「道路土工要綱21-7排水施設の施工」（日本道路協会、平成21年6月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

## 11. 側溝工

(1)請負者は、所定の法線に従って施工しなければならない。

(2)請負者は、現地の状況により、設計図書に示された流路勾配により難しい場合は、監督員と協議するものとし、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。

(3)請負者は、プレキャストL型びU型側溝、自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように注意して施工しなければならない。

なお、コンクリート製品の接合部において、取付部は、特に指定しない限りセメントと砂の比が1:3の容積配合のモルタルを用い、漏水のないように入念に施工しなければならない。

## 12. 洗越工

(1)請負者は、基礎部の施工に当たって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。

(2)請負者は、常水の流心位置が設計図書と異なる場合は、監督員と協議しなければならない。

(3)請負者は、洗越工の端部の施工に当たっては、路面となじみ良く仕上げなければならない。

## 13. 集水柵工

(1)請負者は、集水柵工の基礎について、支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。

(2)請負者は、集水柵工と溝渠等との接続部について、漏水が生じないように施工しなければならない。

(3)請負者は、路面との高さ調整が必要な場合は、監督員の承諾を得なければならない。

#### 14. 流末工

(1) 請負者は、流末工に水叩工を設ける場合は、流下水の流心を基準として、接続する流路等になじみよく取付けなければならない。

#### 15. 管渠工

##### (1) 水路勾配

請負者は、現地の状況により設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとし、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。

##### (2) 継目部の施工

請負者は、継目部の施工については、付着、水密性を保つように施工しなければならない。

### 第14章 仮設工

#### 1. 工事用道路

一般道路を占有する場合は、事前に管理者と協議し、迂回路及び案内表示等について、承諾を得なければならない。

#### 2. 仮締切工

請負者は、土砂締切、土のう締切、コンクリート締切の施工に当たり、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工しなければならない。

#### 3. 仮水路工

##### (1) 排水施設の損傷防止

請負者は、工事車両等によりヒューム管、コルゲートパイプ、塩ビ管の破損を受けないよう、設置しなければならない。

##### (2) 排水管撤去跡の埋戻し

請負者は、ヒューム管、コルゲートパイプ、塩ビ管の撤去後、埋戻しを行う場合には、埋戻しに適した土を用いて締固めをしながら埋戻しをしなければならない。

### 第15章 週休2日工事（発注者指定型）

1. 本工事は、週休2日に取り組むこととする。

2. 工事の実施にあたっては、富山県『富山県農林水産部所管建設工事に係る「週休2日制モデル工事」試行要領』中「4-1【発注者指定型】」に準拠するものとする。ただし、「(5) 工事成績評定」は適用しない。

第15章 定めなき事項 本仕様書に記載なき事項または、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議するものとする。

<別紙 材料及び配合表>

○緑化基盤材、種子の配合。及び使用数量については、「使用願い」を提出し、監督員の承諾を得るものとする。

(1) 緑化基盤材

緑化基盤材は、「富山県認定リサイクル製品」を優先的に使用することとし、次に示す材料、配合を標準とする。(1 m<sup>3</sup>当たり)

材 料	品名 規格	数量
基盤材	ゆうきひミックス	2,000ℓ
肥料等	高度化成肥料	6kg
接合材	高分子系樹脂	4kg

材 料	品名 規格	数量
基盤材	グリーンキャスターニューソイル	2,000ℓ
肥料等	高度化成肥料	6kg
接合材	高分子系樹脂	4kg

材 料	品名 規格	数量
基盤材	万葉ソイル	2,000ℓ
肥料等	高度化成肥料	6kg
接合材	高分子系樹脂	4kg

材 料	品名 規格	数量
基盤材	グリーンキャスターソイル	2,000ℓ
肥料等	高度化成肥料	6kg
接合材	高分子系樹脂	4kg

材 料	品名 規格	数量
基盤材	万葉エコソイル	2,000ℓ
肥料等	高度化成肥料	6kg
接合材	高分子系樹脂	4kg

材 料	品名 規格	数量
基盤材	タテヤマソイル	2,000ℓ
肥料等	高度化成肥料	6kg
接合材	高分子系樹脂	4kg

材 料	品名 規格	数量
基盤材	キャトルバン	2,000ℓ
肥料等	高度化成肥料	6kg
接合材	高分子系樹脂	4kg

材 料	品名 規格	数量
基盤材	おかベソイル	2,000ℓ
肥料等	高度化成肥料	6kg
接合材	高分子系樹脂	4kg

材 料	品名 規格	数量
基盤材	有機質系ファイバーソイル 生育基盤材W	2,000ℓ
肥料等	高度化成肥料	6kg
接合材	高分子系樹脂	4kg

材 料	品名 規格	数量
基盤材	エルファーム1号	2,000ℓ
肥料等	高度化成肥料	6kg
接合材	高分子系樹脂	4kg

(注) 1. 上記以外の配合、製品の場合は、監督員と協議し決定する。

(2) 種子

種子は品質の保証されたもので、予め試験成績表を提出し、また使用する種類は、監督一員の承認を得るものとする。

(3) 材料の保管

材料は雨露、湿気を防ぐに十分な場所で、不純物が混入しないよう保護して貯蔵しなければならない。

○生育判定等

①〈参考〉判定時期

施工時期	期 間	判定時期
春 期	3月～5月	施工後90日
夏 期	6月～8月	11月中旬
秋 期	9月～10月	翌6月初旬
冬 期	11月～2月	翌7月初旬

②〈参考〉判定基準

区分	評価	生育状況
木本群落型	可	・ 植被率が30～50%で木本類が10本/㎡以上確認できる。 ・ 植被率が50～70%で木本類が5本/㎡以上確認できる。
	不可	・ 植生基盤が流亡し、植物の成立見込みがない。
草地型	可	・ 植被率が70%以上ある。(法面から10m程度離れると、法面全体が緑に見える)
	不可	・ 植被率が50%以下である。または植生基盤が流亡し、植物の成立の見込みがない。

・ 評価が可または不可に該当しない場合は判定保留とし、監督員と協議のうえ、判定時期等を再度設定する。

・ 不良判定の場合の措置

施工後の植生の生育状況について、改めて適期に生育調査を実施し、生育不良の箇所が生じた場合は、監督員と方法、時期について協議し、再度施工しなければならない。



# 総括情報表

事務所 設計書名 変更回数  適用単価 適用単価地区 単価適用年月日  諸経費体系	0001 入善町役場 実施設計書 当初 0  1 実施単価 31 入善地区 0-06.09.15(0)  3 林務公		
前払率 諸経費工種 電力区分(1) 電力区分(2) 豪雪地域補正 冬期労務補正 週休2日工事区分 施工地域区分 契約保証区分 消費税率(%)	当 世 代 40 23 道 路 01 臨時低圧電力 10 他季1 01 補正なし 02 2%割増 01 4週8休 12 補正無し 01 金銭的保証 10	前 世 代	



# 本工事費内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費						X1000
林道開設・改良						Y1J03
林道土工						Y2J0301
	1		式			工種 第0001号表
法面工						Y2J0303
	1		式			工種 第0002号表
直接工事費						
共通仮設費(積上げ分)						
準備費						Z0003
			式			
準備費						Y2ZZ0301
準備費						Y3ZZ030101
	1		式			工種 第0003号表

# 本工事費内訳表

	費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
共通仮設費 (率分)				式			
共通仮設費計							
純工事費							
現場管理費				式			
工事原価							
一般管理費等				式			
工事価格							
消費税・地方 消費税相当額				式			
請負対象工事費							

# 本工事費内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
工事価格計										
消費税・地方 消費税相当額										
請負対象工事費計										

工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
掘削工					Y3J030101
掘削(土砂)					Y4J03010101
バックホウ掘削積込み(土砂)					S6231 0 A=2, B=1, D=1, E=1
	1,369	m3			施工 第0-0001号表
残土処理工					Y3J030105
残土処理					Y4J03010501
ダンプトラック運搬 ダンプトラック 10t 粘性土、砂、砂質土、礫質土					S5116 0 A=5, B=1, D=3.0, E=1, F=3, G=1
	1,369	m3			施工 第0-0003号表
整地[残土受入地] 残土受入れ地での処理					SP2003 0 A=1
	1,369	m3			施工 第0-0005号表
法面整形工					Y3J030106
法面整形(切土部)					Y4J03010601

# 工種明細表

工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
切土法面整形(機械) 砂・砂質土、粘性土 バックホウ 山積0.80m <sup>3</sup> 排対型	306.6	m <sup>2</sup>			S5000 0 A=1, B=3 施工 第0-0006号表
**単位当り**	1	式			

# 工種明細表

工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
植生工					Y3J030301
植生基材吹付					Y4J03030103
植生基材吹付工（機械播種） 厚5cm 市場単価方式	306.6	m2			SS014 0 A=3, B=3, C=1, D=1, E=1 施工 第0-0008号表
**単位当り**	1	式			

# 工種明細表

工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
伐開、除根費					Y4ZZ0301012
		式			
*調整データ3*					#0043
立木伐採費 人工林(スギ)	1	式			S4904 0 A=1, B=1.26, C=1.36, D=1.40, E=1.42, F=2.46, G=2.48, H=1.50, I=1.52, J=1.62, K=1.64, L=3.68 施工 第0-0009号表
立木伐採費 天然林(針・広葉樹)	1	式			S4904 0 A=4, B=1.10, C=1.12, D=1.14, E=4.16 施工 第0-0021号表
根切、積込費					Y4ZZ0301014
		式			
根切	9	m3			S5023 0 施工 第0-0026号表
積込 根株	9	m3			S5024 0 施工 第0-0028号表
積込 枝葉	13	m3			S5024 0 施工 第0-0028号表
木根等運搬費					Y4ZZ0301015
		式			

# 工種明細表

工種・施工名称など	数	量	単位	単価	金額	備考
ダンプトラック運搬 ダンプトラック 10t 根株	9		m3			S5116 0 A=5, B=7, C=2.9, D=14.2, E=1, F=3 施工 第0-0029号表
ダンプトラック運搬 ダンプトラック 10t 枝葉	13		m3			S5116 0 A=5, B=7, C=2.9, D=9.6, E=1, F=3 施工 第0-0030号表
処分費						Y4ZZ0301011
準備費の処分費等			式			#0048
木根処理費 (木根)	11		t			TMM06 0
木根処理費 (伐採木)	20		t			TMB48 0
**単位当り**	1		式			



# 施工内訳表

[名称] バックホウ掘削積込み (土砂) [規格1]		[規格2]				100	m3	当り
名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考			
バックホウ運転 (供用日) クローラ型 後方超小旋回型 超低騒音型 0.45m3 排対型 (2014年規制)		日			S5949 A=1, B=65, C=1.49, D=16, E=4	施工 第0-0002号表		
***合計***	100	m3						
***単位当り***	1	m3						
A=2 地山の掘削積込 D=1 砂、砂質土、粘性土、礫質土			B=1 林道工事における5,000m3未満 E=1 障害なし					

# 施工内訳表

[名称] バックホウ運転 (供用日)		[規格1] クローラ型 後方超小旋回型 超低騒音型 0.45m3		[規格2] 排対型 (2014年規制)		1	日	当り
名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備	考		
特殊運転手		人			R0010			
軽油 (パトロール給油)		L			T5106			
バックホウ (クローラ型) 後方超小旋回型 超低騒音型 山積0.45m3 (平積0.35m3) 排出ガス対策型 (2014年規制)		供用日			MHB133			
**単位当り**	1	日						
A=1 労務数量 C=1.49 機械損料数量 E=4 排対型 (2014年規制)			B=65 燃料消費量 D=16 クローラ型 後方超小旋回型 超低騒音型 0.45m3					

# 施工内訳表

[名称] ダンプトラック運搬		[規格1] ダンプトラック 10 t			[規格2] 粘性土、砂、砂質土、礫質土	
名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考	
ダンプトラック運転経費 ダンプトラック 10 t		時間			S5910 施工 第0-0004号表	
m3当り単価		m3			A=5, B=3, C=1 +00	
**単位当り**	1	m3				
A=5 D=3 F=3 H=0	ダンプトラック 10 t 運搬距離 (km) 補正係数 $\beta$ 4.8 修正サイクルタイム		B=1 E=1 G=1	粘性土、砂、砂質土、礫質土 タイヤ損耗区分 良好 積込機種バツホウ山積0.80m3		

# 施工内訳表

[名称] ダンプトラック運転経費		[規格1] ダンプトラック 10t		[規格2]		1	時間	当り
名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備	考		
ダンプトラック (オンロード・ディーゼル) 10t積級		時間			M0305			
タイヤ損耗費		時間			M9990			
一般運転手		人			R0011			
軽油 (パトロール給油)		L			T5106			
**単位当り**	1	時間						
A=5 C=1	ダンプトラック 10t 損耗区分良好		B=3	岩石補正 0%				

# 施工内訳表

SP2003

施工 第0-0005号表

[名称] 整地[残土受入地]		[規格1] 残土受入れ地での処理		[規格2]	
機械構成比: 23.13%		労務構成比: 51.64%		材料構成比: 25.23%	
				市場単価構成比: 0.00%	
代表機労材規格		構成比	単価	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)
					標準単価: 123.38
バックホウ賃料		23.13%		バックホウ(クローラ型) 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )	TVA85
特殊運転手		51.64%		運転手(特殊)	R0010
軽油 (パトロール給油)		25.23%		軽油 パトロール給油	T5106
積算単価				積算単価	EP001
A=1	残土受入れ地での処理			D=1	割引有り(バックホウ山0.8m <sup>3</sup> )

S5000

# 施工内訳表

施工 第0-0006号表

頁0-0015

[名称] 切土法面整形(機械) [規格1] 砂・砂質土、粘性土		[規格2] バックホウ 山積0.80m3 排対型		100	m <sup>2</sup>	当り
名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考	
普通作業員		人			R0002	
土木一般世話役		人			R0047	
バックホウ運転経費 バック杓 山積0.80m3 排対型 (第2次基準値)		時間			S5903 A=5, B=3, C=0, D=2	施工 第0-0007号表
***合計***	100	m <sup>2</sup>				
***単位当り***	1	m <sup>2</sup>				
A=1 砂・砂質土、粘性土 C=0 歩掛補正			B=3	バックホウ 山積0.80m3		

# 施工内訳表

[名称] バックホウ運転経費		[規格2] 排対型 (第2次基準値)				1	時間	当り			
[規格1] バックホウ 山積0.80m3		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
名称・規格など バックホウ (クローラ型) 標準型 山積0.8m3 (平積0.6m3) 排出ガス対策型 (第2次基準値)					時間					MHH111	
特殊運転手					人					R0010	
軽油 (パトロール給油)					L					T5106	
**単位当り**		1			時間						
A=5	バックホウ 山積0.80m3					B=3	岩石補正	0%			
C=0	運転労務数量					D=2	排対型	(第2次基準値)			

SS014

# 施工内訳表

施工 第0-0008号表

頁0-0017

[名称] 植生基材吹付工 (機械播種) 厚5cm		[規格1] 市場単価方式		[規格2]		1	m2	当り
名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備	考		
法面工 (厚層基材吹付) (厚 5cm)	1.00	m <sup>2</sup>			TS633			
**単位当り**	1	m2						
A=3 植生基材吹付工 厚 5cm C=1 法面垂直高補正無 E=1 法枠内吹付補正無			B=3 250m2以上 500m2未満 D=1 時間的制約無					



# 施工内訳表

[名称] 立木伐採費 [規格1] 人工林(スギ)		[規格2]			1	式	当り
名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考		
立木伐採費 人工林(スギ)	1.00	式			S4907	施工	第0-0010号表
					A=1, B=26, C=1		
立木伐採費 人工林(スギ)	1.00	式			S4907	施工	第0-0011号表
					A=1, B=36, C=1		
立木伐採費 人工林(スギ)	1.00	式			S4907	施工	第0-0012号表
					A=1, B=40, C=1		
立木伐採費 人工林(スギ)	1.00	式			S4907	施工	第0-0013号表
					A=1, B=42, C=1		
立木伐採費 人工林(スギ)	1.00	式			S4907	施工	第0-0014号表
					A=1, B=46, C=2		
立木伐採費 人工林(スギ)	1.00	式			S4907	施工	第0-0015号表
					A=1, B=48, C=2		
立木伐採費 人工林(スギ)	1.00	式			S4907	施工	第0-0016号表
					A=1, B=50, C=1		
立木伐採費 人工林(スギ)	1.00	式			S4907	施工	第0-0017号表
					A=1, B=52, C=1		
立木伐採費 人工林(スギ)	1.00	式			S4907	施工	第0-0018号表
					A=1, B=62, C=1		
立木伐採費 人工林(スギ)	1.00	式			S4907	施工	第0-0019号表
					A=1, B=64, C=1		
立木伐採費 人工林(スギ)	1.00	式			S4907	施工	第0-0020号表
					A=1, B=68, C=3		
**単位当り**	1	式					

# 施工内訳表

[名称] 立木伐採費						1	式	当り
[規格1] 人工林 (スギ)		[規格2]						
名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備	考		
A=1 人工林 (スギ)			B=1.26 本数及び直径					
C=1.36 本数及び直径			D=1.4 本数及び直径					
E=1.42 本数及び直径			F=2.46 本数及び直径					
G=2.48 本数及び直径			H=1.5 本数及び直径					
I=1.52 本数及び直径			J=1.62 本数及び直径					
K=1.64 本数及び直径			L=3.68 本数及び直径					
M=0 本数及び直径								

S4907

# 施工内訳表

施工 第0-0010号表

頁0-0020

名称・規格など	数量	単位	[規格2]単価	金額	備考
[名称] 立木伐採費 [規格1] 人工林(スギ)					1 式 当り
立木伐採費	1.00	本			
**単位当り**	1	式			
A=1 人工林(スギ) C=1 本数			B=26 胸高直径(cm)		

# 施工内訳表

[名称] 立木伐採費 [規格1] 人工林(スギ) 名称・規格など	数 量	単 位	[規格2] 単 価	金 額	備 考
立木伐採費	1.00	本			
**単位当り**	1	式			
A=1 人工林(スギ) C=1 本数			B=36	胸高直径 (cm)	

# 施工内訳表

[名称] 立木伐採費		[規格1] 人工林 (スギ)				1	式 当り	
名称・規格など		数量	単位	単価	金額	備考		
立木伐採費		1.00	本					
**単位当り**		1	式					
A=1	人工林 (スギ)			B=40	胸高直径 (cm)			
C=1	本数							

S4907

# 施工内訳表

施工 第0-0013号表

頁0-0023

[名称] 立木伐採費		[規格1] 人工林 (スギ)		[規格2]		1	式	当り
名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備	考		
立木伐採費	1.00	本						
**単位当り**	1	式						
A=1 人工林 (スギ) C=1 本数			B=42 胸高直径 (cm)					

S4907

# 施工内訳表

施工 第0-0014号表

頁0-0024

[名称] 立木伐採費	[規格1] 人工林 (スギ)	[規格2]	1	式 当り	
名称 ・ 規格 など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
立木伐採費	2.00	本			
**単位当り**	1	式			
A=1 人工林 (スギ) C=2 本数			B=46 胸高直径 (cm)		

# 施工内訳表

[名称] 立木伐採費 [規格1] 人工林 (スギ)		[規格2]			
名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
立木伐採費	2.00	本			
**単位当り**	1	式			
A=1 人工林 (スギ) C=2 本数			B=48 胸高直径 (cm)		



# 施工内訳表

[名称] 立木伐採費 [規格1] 人工林 (スギ)		[規格2]		1	式	当り
名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備	考
立木伐採費	1.00	本				
**単位当り**	1	式				
A=1 人工林 (スギ) C=1 本数			B=50 胸高直径 (cm)			

S4907

# 施工内訳表

施工 第0-0017号表

頁0-0027

[名称] 立木伐採費 [規格1] 人工林 (スギ)		[規格2]			1	式	当り
名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考		
立木伐採費	1.00	本					
**単位当り**	1	式					
A=1 人工林 (スギ) C=1 本数			B=52 胸高直径 (cm)				

# 施 工 内 訳 表

[名 称] 立木伐採費 [規格1] 人工林 (スギ) 名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	[規格2] 単 価	金 額	備 考
立木伐採費	1.00	本			
**単位当り**	1	式			
A=1      人工林 (スギ) C=1      本数			B=62      胸高直径 (cm)		

# 施工内訳表

[名称] 立木伐採費 [規格1] 人工林 (スギ)		[規格2]				1	式	当り		
名称・規格など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
立木伐採費	1.00		本							
**単位当り**	1		式							
A=1 人工林 (スギ) C=1 本数					B=64	胸高直径 (cm)				

S4907

# 施工内訳表

施工 第0-0020号表

頁0-0030

[名称] 立木伐採費 [規格1] 人工林 (スギ) 名称・規格など	数量	単位	[規格2] 単価	金額	備考 1 式 当り
立木伐採費	3.00	本			
**単位当り**	1	式			
A=1 人工林 (スギ) C=3 本数			B=68	胸高直径 (cm)	

# 施工内訳表

[名称] 立木伐採費 [規格1] 天然林 (針・広葉樹)		[規格2]				1	式	当り
名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備	考		
立木伐採費 天然林 (針・広葉樹)	1.00	式			S4907 A=4, B=10, C=1	施工	第0-0022号表	
立木伐採費 天然林 (針・広葉樹)	1.00	式			S4907 A=4, B=12, C=1	施工	第0-0023号表	
立木伐採費 天然林 (針・広葉樹)	1.00	式			S4907 A=4, B=14, C=1	施工	第0-0024号表	
立木伐採費 天然林 (針・広葉樹)	1.00	式			S4907 A=4, B=16, C=4	施工	第0-0025号表	
**単位当り**	1	式						
A=4 天然林 (針・広葉樹) C=1.12 本数及び直径 E=4.16 本数及び直径			B=1.1 本数及び直径 D=1.14 本数及び直径 F=0 本数及び直径					

S4907

# 施工内訳表

施工 第0-0022号表

頁0-0032

[名称] 立木伐採費						1	式	当り
[規格1] 天然林 (針・広葉樹)				[規格2]				
名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備	考		
立木伐採費	1.00	本						
**単位当り**	1	式						
A=4 C=1 天然林 (針・広葉樹) 本数			B=10 胸高直径 (cm)					

# 施工内訳表

[名 称] 立木伐採費 [規格1] 天然林 (針・広葉樹)	[規格2]				
名称・規格など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
立木伐採費	1.00	本			
**単位当り**	1	式			
A=4 天然林 (針・広葉樹) C=1 本数			B=12 胸高直径 (cm)		



# 施工内訳表

[名称] 立木伐採費		[規格2]				1	式	当り
[規格1] 天然林（針・広葉樹）								
名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考			
立木伐採費	1.00	本						
**単位当り**	1	式						
A=4 C=1 天然林（針・広葉樹） 本数			B=14 胸高直径（cm）					

# 施工内訳表

[名称] 立木伐採費 [規格1] 天然林 (針・広葉樹)	[規格2]				
名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
立木伐採費	4.00	本			
**単位当り**	1	式			
A=4 天然林 (針・広葉樹) C=4 本数			B=16 胸高直径 (cm)		

S5023

# 施工内訳表

施工 第0-0026号表

頁0-0036

[名称] 根切 [規格1]	[規格2]				10	m3	当り
名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考		
特殊作業員		人			R0001		
普通作業員		人			R0002		
バックホウ運転経費 バック杓 山積0.45m3 排対型 (第1次基準値)		時間			S5903	施工 第0-0027号表	
諸雑費		%			A=2, B=3, C=0, D=1 #01		
***合計***	10	m3					
**単位当り**	1	m3					

# 施工内訳表

[名称] バックホウ運転経費				1 時間 当り	
[規格1] バックホウ 山積0.45m3		[規格2] 排対型 (第1次基準値)			
名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
バックホウ (クローラ型) 標準型 山積0.45m3 (平積0.35m3) 排出ガス対策型 (第1次基準値)		時間			MH108
特殊運転手		人			R0010
軽油 (パトロール給油)		L			T5106
**単位当り**	1	時間			
A=2 バックホウ 山積0.45m3 C=0 運転労務数量			B=3 岩石補正 0% D=1 排対型 (第1次基準値)		

# 施工内訳表

[名称] 積込 [規格1] 根株 名称・規格など	数量	単位	[規格2] 単価	金額	備考 10 m3 当り
普通作業員		人			R0002
バックホウ運転経費 バック杓 山積0.45m3 排対型 (第1次基準値)		時間			S5903 施工 第0-0027号表 A=2, B=3, C=0, D=1
***合計***	10	m3			
**単位当り**	1	m3			

S5116

# 施 工 内 訳 表

施工 第0-0029号表

頁0-0039

[名 称] ダンプトラック運搬 [規格1] ダンプトラック 10 t	[規格2] 根株				1	m3	当り			
名称・規格など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
ダンプトラック運転経費 ダンプトラック 10 t				時間					S5910	施工 第0-0004号表
m3当り単価				m3					A=5, B=3, C=1 +00	
**単位当り**	1			m3						
A=5 C=2.9 E=1 H=0					B=7 D=14.2 F=3	根株 運搬距離 (km) 修正係数 $\beta$ 4.8				
ダンプトラック 10 t 運搬 1 回当たり積載量 (m3/回) タイヤ損耗区分 良好 修正サイクルタイム										

入 善 町

# 施工内訳表

[名称] ダンプトラック運搬		[規格1] ダンプトラック 10t		[規格2] 枝葉		1	m3	当り
名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考			
ダンプトラック運転経費 ダンプトラック 10t		時間			S5910 A=5, B=3, C=1	施工 第0-0004号表		
m3当り単価		m3			+00			
**単位当り**	1	m3						
A=5 C=2.9 E=1 H=0	ダンプトラック 10t 運搬1回当たり積載量 (m3/回) タイヤ損耗区分 良好 修正サイクルタイム			B=7 D=9.6 F=3	根株 運搬距離 (km) 修正係数 β 4.8			

# 機 労 材 集 計 表

項番	単価 コード	集計 区分	単 価 値	数量累計	単 位	単 価 名 称	集 計 区 分 名 称
1	M0305	177			時間	ダンプトラック (オンロード・ディーゼル)	運搬機械損料
2	M9990	198			時間	タイヤ損耗費	機械損耗費
3	MH108	176			時間	バックホウ (クローラ型) 標準型	掘削積込機損料
4	MHB133	176			時間	バックホウ (クローラ型) 後方超小旋回型	掘削積込機損料
5	MHH111	176			時間	バックホウ (クローラ型) 標準型	掘削積込機損料
6	R0001	150			人	特殊作業員	公共工事設計労務単価
7	R0002	150			人	普通作業員	公共工事設計労務単価
8	R0010	150			人	特殊運転手	公共工事設計労務単価
9	R0011	150			人	一般運転手	公共工事設計労務単価
10	R0047	150			人	土木一般世話役	公共工事設計労務単価
11	T5106	133			L	軽油	軽油
12	TMB48	113		20	t	木根処理費 (伐採木)	処理費
13	TMM06	113		11	t	木根処理費 (木根)	処理費
14	TS633	200		306.6	m <sup>2</sup>	法面工 (厚層基材吹付)	その他・市場単価等
15	TVA85	199			日	バックホウ賃料	リース料







幹材積計算表

合計本数	幹材積 (m <sup>3</sup> )	幹・枝葉材積 (m <sup>3</sup> )
22 本	10.57	12.68

工 事 名 : R 6 中野線  
 工事箇所 : 入善町 舟見 地内  
 地 域 : 富山県

1. 2

4  
( A 1 )  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
3  
( A 1 )

地区	番号	樹種	直径 (cm)	樹高 (m)	幹材積 (m <sup>3</sup> )	備 考
舟見	1	スギ	68.0	9.0	1.35	1.62
舟見	2	スギ	74.0	11.0	1.88	2.26
舟見	3	雑木	16.0	6.0	0.05	0.06
舟見	4	雑木	8.0	2.0	0.01	0.01
舟見	5	雑木	16.0	6.0	0.05	0.06
舟見	6	雑木	12.0	4.0	0.02	0.02
舟見	7	雑木	16.0	6.0	0.05	0.06
舟見	8	雑木	14.0	5.0	0.03	0.04
舟見	9	スギ	36.0	4.0	0.16	0.19
舟見	10	スギ	42.0	4.0	0.26	0.31
舟見	11	スギ	62.0	8.0	1.03	1.24
舟見	12	スギ	40.0	4.0	0.22	0.26
舟見	13	スギ	64.0	9.0	1.21	1.45
舟見	14	スギ	46.0	5.0	0.40	0.48
舟見	15	スギ	48.0	5.0	0.43	0.52
舟見	16	スギ	26.0	3.0	0.07	0.08
舟見	17	スギ	68.0	9.0	1.35	1.62
舟見	18	スギ	48.0	5.0	0.43	0.52
舟見	19	雑木	16.0	6.0	0.05	0.06
舟見	20	スギ	50.0	6.0	0.54	0.65
舟見	21	スギ	46.0	5.0	0.40	0.48
舟見	22	スギ	52.0	6.0	0.58	0.70
舟見	23					
舟見	24					
舟見	25					
舟見	26					
舟見	27					
舟見	28					
舟見	29					
舟見	30					
舟見	31					
舟見	32					
舟見	33					
舟見	34					
舟見	35					
舟見	36					
舟見	37					
舟見	38					
舟見	39					
舟見	40					
舟見	41					
舟見	42					
合計		22 本			10.57	m <sup>3</sup>

# 近接樹木毎木調査報告書

地主名 : \_\_\_\_\_  
 地番 : 入善町舟見字森ノ木 4(A1)、3(A1)

胸高直径	杉	その他							計
								雑木	
株									
1									
2									
4									
6									
8								1	1
10									
12								1	1
14								1	1
16								4	4
18									
20									
22									
24									
26	1								1
28									
30									
32									
34									
36	1								1
38									
40	1								1
42	1								1
44									
46	2								2
48	2								2
50	1								1
52	1								1
54									
56									
58									
60									
62	1								1
64	1								1
66									
68以上	3								3
計	15							7	22

R5治山林道必携P182

8.7 m3

0.33

スギ			雑木		
根元直径	根株材積	体積	根元直径	根株材積	体積
φ (m)	V (m3)	V×本数	φ (m)	V (m3)	V×本数
0.01	0.00032		0.01	0.00031	
0.03	0.00215		0.03	0.00202	
0.06	0.0071		0.05	0.00484	
0.09	0.01428		0.08	0.0108	
0.12	0.02344		0.11	0.01862	0.02
0.15	0.03444		0.13	0.02477	
0.17	0.04273		0.16	0.03532	0.04
0.20	0.05655		0.19	0.04738	0.05
0.23	0.07195		0.21	0.05621	0.22
0.26	0.08888		0.24	0.07062	
0.29	0.10728		0.27	0.08637	
0.32	0.12712		0.29	0.09759	
0.35	0.14835		0.32	0.11547	
0.38	0.17094	0.17	0.35	0.13458	
0.41	0.19486		0.37	0.14798	
0.44	0.22008		0.40	0.16907	
0.47	0.24657		0.43	0.19131	
0.49	0.26493		0.46	0.21468	
0.52	0.2935	0.29	0.48	0.23088	
0.55	0.32329		0.51	0.25608	
0.58	0.35428	0.35	0.54	0.28236	
0.61	0.38645	0.39	0.56	0.30046	
0.64	0.41979		0.59	0.32849	
0.67	0.45428	0.91	0.62	0.35754	
0.70	0.4899	0.98	0.64	0.37748	
0.73	0.52664	0.53	0.67	0.40821	
0.76	0.5645	0.56	0.70	0.43994	
0.79	0.60345		0.72	0.46164	
0.81	0.63002		0.75	0.495	
0.84	0.67077		0.78	0.52931	
0.87	0.71259		0.80	0.55271	
0.90	0.75547	0.76	0.83	0.5886	
0.93	0.79939	0.8	0.86	0.62542	
0.96	0.84435		0.88	0.65048	
1.05	0.98537	2.96	1.07	0.9085	

伐採重量計算表（土木の積算資料からの引用）

換算係数

木くず	1.7 (m <sup>3</sup> / t)
伐採木	1.6 (m <sup>3</sup> / t)
木根	1.2 (m <sup>3</sup> / t)

計算式

木根  $(8.70+0.33) \times 1.2 = 10.8 \text{ t} \approx 11 \text{ t}$

---

伐採木  $12.68 \times 1.6 = 20.28 \text{ t} \approx 20 \text{ t}$

---